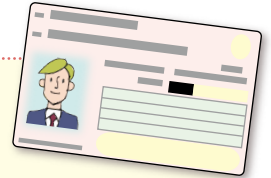


2 マイナンバー制度

2-1 マイナンバー制度とは

- マイナンバーは、主に次の場合に必要です。

- 年金・子育ての手当、医療サービスを受けるとき
- 海外にお金を送るとき、また、海外からお金を受け取るとき
- 銀行で口座を開設するとき



- マイナンバーを使うときは、

- その番号が、本当にあなたのマイナンバーなのか
- あなたがパスポートなど顔写真付き証明書の人と本当に同じ人なのかを確認します。そのため、あなたのマイナンバーを他人がなりすまして使うことはできません。

2-2 マイナンバーカード

マイナンバーカードは、日本で便利に暮らしていく上で必要なICチップ付きのカードです。

(1) 記載事項

表面：氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、有効期間

裏面：マイナンバー



【おもて面】



【うら面】

(2) どんなときに使うのか

- ・ 公的な本人確認書類として使う
- ・ 所得税の申告をオンラインで行う
- ・ 子どもに関する手当や保育所に入るための申請をオンラインで行う
- ・ コンビニエンスストアで住民票の写し等、各種証明書を取得する（休日でも可。市区町村によっては取得ができないことがあります）
- ・ 健康保険証（マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診することにより、ご本人の過去の健康・医療データを医療機関と共有してより良い医療を受けることができます。）として使う

利用できる医療機関・薬局は次のウェブサイトを確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



(3) 申請方法

日本での住所が決まり、市区町村に転入の届出をするときに、マイナンバーカードの申請書を提出できます（一部除く）。

初めて申請するときは、無料で申請できます。

転入の届出をするときに、申請できなかった人は、後日マイナンバーカードの交付申請書が自宅に届きますので、交付申請書を使って次の方法で申請できます。

- ① **スマートフォンで申請**
スマートフォンで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードから申請用ウェブサイトへアクセス
- ② **パソコンで申請**
デジタルカメラで顔写真を撮影し、申請用ウェブサイトへアクセス
- ③ **郵便で申請**
交付申請書に顔写真を貼り、必要事項を記入し、送付用封筒に入れてポストへ投函
- ④ **証明用写真の撮影機で申請（対応機種のみ）**
タッチパネルを操作し、お金を入れ、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。必要事項を入力し、写真を撮影して送信。
- ⑤ **住んでいる市区町村の窓口で申請（一部除く）**
交付申請書に必要事項を記入し、住んでいる市区町村に提出

※ 市区町村の窓口で交付に必要な本人確認を受けた上で申請を行うと、マイナンバーカードを郵便で受け取ることもできます。

詳細は次のウェブサイトを確認してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/en-kofushinse/>



(4) 受取方法

申請から約1か月で市区町村からはがきが届きます。

そのはがきと必要書類を持参して、あなたのマイナンバーカードを受け取りに行きます。

詳細は次のウェブサイトを確認してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/en-uketori/>



2-3 マイナンバーカードの取扱いに関する注意点

- ・ 氏名、住所などに変更があった場合は、住んでいる市区町村へ届出が必要です。
 - ・ マイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日と同じです。
 - ・ 在留期間の更新後、マイナンバーカードの有効期限内に、住んでいる市区町村で、マイナンバーカードの有効期限の延長をしてください。
- ※ 在留期間が更新されても、マイナンバーカードの有効期限は自動で延長されません。
マイナンバーカードの有効期限が過ぎてしまった場合、再交付には手数料がかかります。
- ※ 在留申請時に発生する特例期間には注意が必要です。
マイナンバーカードの有効期限までに在留期間の更新の許可が下りないことが見込まれる場合、2か月間（特例期間）マイナンバーカードの有効期限を延長する必要があります。
新しい在留カードを受け取った後、再度、マイナンバーカードの有効期限を新しい在留期間満了の日まで延長する必要があります。

詳細は次のウェブサイトを確認してください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/english/basic_resident_registration_card.html



2-4 その他

その他の内容は次のウェブサイトを確認してください。

[マイナンバー制度](https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/)

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>



[マイナンバーカード](https://www.kojinbango-card.go.jp/en/)

<https://www.kojinbango-card.go.jp/en/>



電話での質問も受け付けています。

コールセンター

(月～金 9:30-20:00、土・日・祝日 9:30-17:30)

◎ 日本語

TEL 0120-95-0178

◎ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語

TEL 0120-0178-27

